

処理状況進捗確認表

全体状況

対象世帯数	61,521	⇒
-------	--------	---

申請件数	4,024	⇒
------	-------	---

振込中件数	3,915	⇒
-------	-------	---

振込済件数	0
-------	---

振込中金額	864,300	⇒
-------	---------	---

振込済金額	0
-------	---

(千円)

【5/11-5/15】

(1) 特例措置分

申請件数	937	⇒
------	-----	---

振込処理件数	922	⇒
--------	-----	---

振込エラー件数	0
---------	---

振込不能件数	15
--------	----

【5/2-5/15】

(2) インターネット申請分

申請件数	3,087	⇒
------	-------	---

振込処理件数	2,993	⇒
--------	-------	---

振込エラー件数	0
---------	---

振込不能件数	94
--------	----

令和2年5月22日  
小金井市教育委員会

保護者の皆様

### 小金井市立小・中学校の学校再開に向けてのスケジュールについて

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会は、国や東京都教育委員会の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校を5月31日まで臨時休校といたしました。これまでの間、保護者の皆様の臨時休校へのご対応に感謝申し上げます。

さて、5月14日には、政府より全都道府県に対して発令された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、一部の地域で解除されました。東京都は依然として対象地域として指定されていますが、1日あたりの新規感染者や経路不明の感染者数の割合の減少が見られ、緊急事態宣言の解除が近づいてきています。まだまだ予断を許さない事態は続いておりますが、小金井市教育委員会としましては、臨時休校が長期化し、さまざまな不安を抱えている児童・生徒や保護者の皆様に今後の見通しを立てていただくために、この度、学校再開に向けてのスケジュールを別紙のとおり示すことにいたしました。

なお、このスケジュールは今後の状況により変更があり得ることをご承知おきください。

# 学校再開に向けてのスケジュール

小金井市教育委員会

感染者・濃厚接触者等への偏見や差別への対処  
感染症予防策の徹底  
感染症対策に留意した各教科等の指導  
感染者が出た場合・濃厚接触者を把握した場合の対処の確認  
教職員の健康管理

6月15日（月）から

## 一斉授業の再開

- ★毎日（通常どおり）登校する。
- ★給食を順次開始する。
- ★授業日とする。（感染予防のための欠席は出席停止扱い）
- ★一堂に集まる避難訓練は行わないが、工夫して避難経路を確認する。
- ★健康診断を工夫して実施する。
- ★委員会活動は工夫して短時間で行う。
- ★保護者会は当面の間は実施しない。
- ★学校公開等は1学期の間は実施しない。
- ★段階的に部活動を開始する。（当面の間、授業日以外は実施しない）

6月1日（月）から

## 分散登校日

- ★小1・小6・中3は週3日程度、それ以外は週2日程度、1日あたり2単位時間程度、学校で過ごす。
- ★普通教室では学級を2分割・20人以下、または体育館などを活用する。
- ★休校中の学習状況を把握しながら、丁寧に学習活動を開始する。
- ★授業日とする。（感染予防のための欠席は出席停止扱い）
- ★6月8日（月）から段階的に日数・時間を増やす。
- ★特別支援学級については各校の実情に応じて対応する。
- ★適応指導教室「もくせい教室」を開室する。

5月25日（月）から

## 準備登校日

- ★週2日程度、1日あたり1単位時間程度、学校で過ごす。（連絡日対応を含む）
- ★普通教室では学級を2分割・20人以下、または体育館などを活用する。
- ★学活、課題の確認や解説を中心とした学習活動を行う。
- ★登下校指導を行う。（通学に不慣れな小1の安全には特に注意）
- ★授業日とはしない。

今後の状況により変更もあり得る。

令和2年5月22日  
小金井市教育委員会

保護者の皆様

### 学童保育を利用していない小学校第1学年から第3学年児童の居場所の確保について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校を臨時休校としてきましたが、6月1日（月）から分散登校を始めることにしました。しかし、分散登校期間においても、学童保育を利用していない児童のうち、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童に対する支援が必要との判断から、下記の通り、小学校において対応を行うこととしました。

ご家庭のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 目的 保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童の居場所を確保する。
- 2 対応期間 令和2年6月1日（月）から6月12日（金）まで  
※土日祝日を除きます。  
※状況に応じて、変更することもあります。
- 3 対象者 学童保育を利用していない児童のうち、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童
- 4 受入決定 保護者から在籍する学校に連絡帳等に事情を記入して申し出を行い、参加予定日の確認をし、校長の許可により受入を行います。
- 5 受入時間 午前8時30分から午前11時30分まで  
※途中の時間からの受入は行いません。
- 6 内容 教室での自習等
- 7 その他 (1) 「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」をもとに健康観察を行い、健康面に問題がなければ保護者印を押して、記録表を持参して登校してください。  
(2) 学童保育所については、小金井市のホームページで確認してください。